

令和2年度医療勤務環境改善研修会を開催しました

本年度も、高知労働局、高知県及び当センターの主催、高知県医師会の共催による、医療勤務環境改善研修会を10月15日（木）に開催しました。本年度は、ライブ配信も行い、64名の皆様にご参加いただきました。

岡山大学病院ダイバーシティ推進センター教授で、厚生労働省の「医師の働き方改革推進に関する検討会」（以下「検討会」という。）委員でもある片岡仁美先生による特別講演では、「新しい時代の働き方改革を考える」をテーマに、医師の働き方改革の背景から、現在検討会で議論されている内容などを、わかりやすく解説していただきました。また、女性医師の復帰支援や同病院で取り組んでいるキャリア支援制度を含めて、いま求められている働き方改革の道すじを指し示していただきました。



高知県健康政策部医療政策課からは2024年度から始まる医師の労働時間規制について、時間外・休日労働時間数が年960時間を超える医師が勤務する医療機関にあっては、「医師労働時間短縮計画」の策定の準備をする必要があることの説明がありました。現時点では、「医師労働時間短縮計画」の策定の詳細はまだ決定していませんが、第8回の検討会でガイドライン案が示されていますので、対象となる医療機関はご確認ください。

なお、当センターは当該計画策定についてのご相談を受け付けていますので、いつでもお気軽にお問合せください。

時間外・休日労働時間数が年960時間を超える医師が勤務する医療機関は、医師労働時間短縮計画策定を！

高知労働局労働基準部監督課からは「宿日直」に関する通達について、事業場内で非常事態に備えて待機するなど、常態としてほとんど労働する必要のないものを宿日直というとの説明がありました。一般の宿日直業務以外で行えるのは、特殊な措置を必要としない、軽度のまたは短時間の業務に限るとされ、これらの業務も例示されました。この基準を満たした宿日直であれば、労働基準監督署長から宿日直であると許可を受けたうえで、「労働時間に算入する必要はなく、宿日直手当を支給する」ことになる旨の解説がありました。（ただし、想定される宿日直業務の範囲を超える業務を行う事態が生じた場合には、その対応時間だけは労働時間に算入され、当該時間については割増賃金を含む通常の賃金を支払う必要があります。）

宿日直業務だけ

+

許可あり

:

労働時間に含めないでよい

宿日直業務だけでも

許可を得ていない

:

労働時間に含める必要あり

【参加者の感想】

- ・内容もしっかりしていたし、更に深く知りたい事もわかった
- ・宿日直、研鑽に係る労働時間が参考になった
- ・今後の課題が見えてきた

今年度はコロナ対策も考えて、ライブ配信を取り入れて開催しました。来年度も研修会を開催しますので、医療機関勤務されているさまざまな職種の方もお気軽にご参加ください。



お知らせ 働き方改革関連法説明会（令和2年12月20日(日)）や病院長を対象としたトップマネジメント研修（令和2年12月9日(水)他複数日あり）が開催されます。問合せ先等については当センターホームページの「研修会」をご覧ください。

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日（祝日、年末年始を除く）8：30 ～ 17：15まで
ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>
E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

